

大和市告示第244号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「事業所児童クラブ」を「事業者児童クラブ」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、年度途中で、新たに事業者児童クラブを開所した場合は、当該開所日から事業実施年度の末日までの日数が、250日を12で除した日数に開所日の属する月から事業実施年度の末月までの月数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）以上であること。

第3条第1項第4号中「同額」の次に「以下」を加える。

第5条中「同額」の次に「以下」を加える。

別表第1放課後児童支援員の処遇改善に必要な経費の項中「124,000円」を「実支出額又は125,000円のいずれか少ない額」に、「248,000円」を「実支出額又は251,000円のいずれか少ない額」に、「372,000円」を「実支出額又は377,000円のいずれか少ない額」に改め、同表備考第1項に次のただし書を加える。

ただし、5月2日以降に補助事業を開始した場合は、当該事業開始日において支援の単位を構成する算定対象児童の人数とする。

別表第1備考第4項中「868,000円」を「878,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行し、この要綱による改正後の別表第1（同表備考第1項を除く。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定に基づいて平成30年4月1日以後の分として交付を受けた補助金は、改正後の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定による補助金の内払とみなす。